

欧州の公共調達における設計競技方式の 制度基盤と運用に関する国際比較研究

田中 宣安¹・山口 敬太²・久保田 善明³・川崎 雅史⁴

¹非会員 中央復建コンサルタンツ株式会社 (〒533-0033 大阪市東淀川区東中島4-11-10,
E-mail:tanaka_no@cfk.co.jp)

²正会員 博士 (工学) 京都大学大学院 准教授 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1,
E-mail:yamaguchi.keita.8m@kyoto-u.ac.jp)

³正会員 博士 (工学) 富山大学 教授 (〒930-8555 富山県富山市五福3190,
E-mail: kubota@sus.u-toyama.ac.jp)

⁴正会員 博士 (工学) 京都大学大学院 教授 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1,
E-mail:kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp)

わが国同様、都市中心部の再生という先進国共通の課題を抱える欧州諸国では、空間の質的担保を満足しながら、その調査・設計者を選定する手法として設計競技 (コンペ) 方式を用いた公共調達により建築・都市空間を再編した事例が数多く見られる。本研究では、欧州内でもコンペの実施事例を多く有するフランス、ドイツ、スイス、オーストリアを対象に、公共調達とコンペの運用に係る制度基盤とその運用実態について国際比較を行い、わが国の公共建設分野における入札契約制度改善に向けた示唆を得た。

キーワード: 公共調達, 入札, 設計競技, デザインコンペ, 欧州, 公共空間, 公共空間再編

1. 研究の背景

近年、全国の中心市街地における道路・広場・公園等の公共空間を人のための空間として再整備する事例が数多く見られるようになってきている。たとえば、大阪市の御堂筋では社会実験やモデル整備事業の実施を通じて周辺住民と合意形成を図りつつ、段階的に側道の歩行者空間化を進めている¹⁾。また、神戸市の三宮では、周辺の駅とまちを一体的につないだ回遊性の高い空間を「えき~まち空間」と名付け、その核となる三宮交差点を中心に人と公共交通中心の空間「三宮クロススクエア」を創出することを目指している²⁾。2021年には、それまで駅前の待ち合わせ場所として親しまれた阪急神戸三宮駅東口、JR三ノ宮駅の北側の広場が再整備され、新たな街の交流の場として、多くの人々が利用している。このような創造的で豊かな公共空間が地域のシンボルとして新たな人の流れを生み出し、生活に付加価値を与えるなかで公共空間の重要性に対する人々の認識も広がってきている。

今後、全国各地で創造的な空間再編の事例が増えてくることが期待されるなか、重要な課題の一つとして、いかにその空間の質的な担保を行うのか、そして、そのために調査・設計に携わる事業者をどのように選定すべきかということが挙げられる。

わが国の公共建設分野では1990年代以降、公共工事の品質確保を目的に公共調達関連法や指針を運用し、品質確保を重視した制度設計を推進してきた (表-1)。

近年では2019年に品確法が改正され、調査・設計業務が広くこの法律の対象となったことをきっかけに、2020年には、「発注関係事務の運用に関する指針」(通称: 運用指針) が改正され、入札契約方式として従来の価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式に加え、「コンペ方式 (設計競技方式と同義)」(以下、「コンペ方式」、または単に「コンペ」という) が新たに位置づけられた。ここでいうコンペ方式とは、対象事業に対する具体的な「設計案」を審査・評価する方式であり、業務に対する競争参加者の実施体制・方法に基づき、「設計者 (人)」を審査・評価するプロポーザル方式とは異なる。特に前者は、契約前に将来的な整備案を比較することができるなど、事業品質を確保する上で様々な利点がある優れた方式であり、今後本方式の積極的な採用が期待される。しかしながら、特に発注者が地方自治体である公共空間再編事業を含む土木コンサルタント業務において、コンペ方式はおろか、プロポーザル方式や、総合評価落札方式の導入が進んでいないのが現状であり³⁾ 制度、仕組み、運用の面で課題が残されている。

一方、都市中心部の再生という先進国共通の課題を抱

える欧州諸国では、コンペ方式を用いて公共空間再編を実現した事例が数多く見られる。オーストリア、ウィーンが目抜き通りであるマリアヒルファー通り (Mariahilfer Strasse) の再整備、フランス、パリ中心部のレピュブリック広場 (Place de la République) の再整備などはその代表的な事例である。公共調達の慣行は欧州内の国々で差異はあるが、多くの国においてコンペ方式がプロジェクトの品質を担保し、総合的に価値を最大化する手法と認識されており、多くの公共空間再編プロジェクトに採用されていることは注目に値する。

表-1 建設分野の公共調達法制度の変遷概要

年	概要	内容
1947	『会計法』制定	一般競争入札の原則を規定
1999		総合評価落札方式の施行開始した
2005	『公共工事の品質確保の促進に関する法律 (品確法)』制定	公共工事の品質確保のため価格と価格以外の要素を総合的に評価すること等を規定した
2005	『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 (基本方針)』閣議決定	公共工事の品質確保のため、競争参加者から技術提案を求めるよう努めることを規定し、その適切かつ公正な審査・評価のための指針を規定した
2014	『品確法』改正	公共工事の入札において、多様な入札および契約の方法の中から適切な方式を採用することを規定した
2015	『発注関係事務の運用に関する指針 (運用指針)』制定	2014年の品確法改正を受け、発注関係事務を適切かつ効率的に進めるため、入札契約方式の選択・活用手順などを体系的に示した
2015	『建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン』	発注方式の選定の考え方やプロポーザル方式・総合評価落札方式の手順、審査・評価の流れ等を示した
2018	『土木設計競技ガイドライン・同解説+資料集』刊行 (土木学会)	インフラ施設や公共空間の整備に「設計競技方式」を実施する際の参考として、基本原則や実施手順等を示した
2019	『品確法』改正	公共工事に関する調査等 (測量、地質調査その他の調査 (点検及び診断を含む。)) 及び設計) について広く本法律の対象として位置付けた
2019	『基本方針』改正	専門的な技術が要求される業務等において、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合において、プロポーザル方式を採用するよう努め、技術提案の適切な審査・評価により説明責任を果たすことを規定した
2020	『運用指針』改正	「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める」ことを規定した また、入札契約方式の一つとして、新たにコンペ方式を位置付けた

2. 研究の目的

わが国の建築・土木を含む公共建設分野における入札契約制度の改革が進みつつあるなか、欧米諸国と公共調達制度の比較を行った研究⁴⁾や、公共工事入札について、その企業評価手法の欧米諸国との違いに言及した研究⁵⁾はみられるものの、特に欧州の公共建設分野の調査・設計者選定時に多く採用されるコンペ方式について、それを支える制度基盤や運用実態に対する知見は十分でない。そこで本研究では、欧州法におけるコンペ方式の位置

づけや欧州内でのコンペ実施慣行を概観したうえで、欧州の中でも特にコンペ方式の実施回数が多く、なおかつ情報公開を進めているフランス、ドイツ、スイス、オーストリアを対象に、その制度基盤を分析することで我が国におけるより品質を重視した入札契約制度改革に向けた示唆を得ることを目的とする。

3. 欧州のコンペ方式実施慣行

(1) 欧州公共調達指令における位置づけ

2014年3月、欧州委員会は公共調達指令の2004年版 (2004/18/EC) を改定し、新指令 (2014/24/EU) を公布した。EU各加盟国の公共調達は本指令に即して制定する必要があるため、2014年以降各国において法改正がなされている。2004年版指令と新指令の最も大きい変更点は、落札基準について、2004年版指令では価格のみを評価する「①最低価格」と、価格と品質の両方を評価する「②最も経済的に有利 (MEAT)」のいずれかに従うこととされていたが、新指令では②に一本化され、より品質を重視した公共契約を重視する方針としたことである。すなわち、新指令では単純な価格競争による公共調達を禁止とし、品質に基づく評価を必須としている。

また、新指令では、公共調達の手続きとして、(1)公開手続き、(2)制限手続き、(3)交渉を伴う競争的手続き、(4)競争的対話、(5)イノベーションパートナーシップ、(6)事前公告なしの交渉手続きという6種類が記されており⁶⁾、コンペ方式 (デザインコンテスト) はその後の交渉手続きに参加する設計者の選定手段として位置づけられ、(3)または(6)の手続きに該当する (図-1)。

そして、新指令の第78条から第82条では、コンペを開催する際に遵守すべき基本的な規則を規定している (表-2)。たとえば第81条では、コンペの審査員の人員構成について、適切な審査を行うために少なくとも3分の1を参加者と同等の資格を有する専門家とすることを規定している。また、第82条では、審査員自らが、提出された提案それぞれの利点および欠点、提案の順位等を記録し、署名を付した報告書を作成することを規定している。しかし、それら以外の条文では解釈の余地を残す記述が

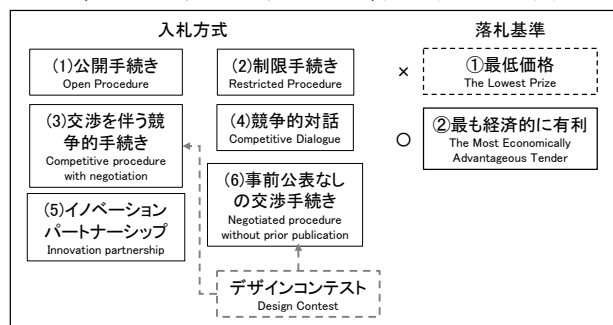


図-1 欧州公共調達指令 (2014/24/EU) における位置づけ

目立ち、そのため各国の公共調達法やコンペ方式の実施・運用実態には国ごとに差異が見受けられる。逆に言えば、条文に解釈の余地を持たせることで、各国が独自にコンペ文化を発展させてきたといえる。

ところでEU法では、EU加盟国内の一般的な公的機関が実施するコンペにおいて、その賞金額とその後の契約額の推定値の合計がEU閾値 (Thresholds) である221,000ユーロ⁷⁾ (国家政府やそれに準ずる組織が発注者である場合は143,000ユーロ) を超える場合、多国間の競争を推進するため、EU全域にコンペ開催通知 (OJEU通知) を公告しなければならないと規定している。OJEU通知は、契約当局によってEU公式の公共調達データベースであるTED (Tenders Electronic Daily) 上に発表される。TEDを用いて2017年から2021年までの5年間について欧州内の全建設サービス業に関するコンペの結果 (Results of design contests) に関するOJEU通知数と契約授与 (Contract award notice) のOJEU通知数について比較を行った結果、国ごとに違いが見られた (表-3)。たとえばフランスでは5年間に2613件、ドイツでは736件のコンペの結果通知が出されており、欧州内でも特にコンペの実施回数が多い2か国であることが読み取れる。また、コンペの結果通知の中でも「ランドスケープ (Landscape)」という言葉を含む通知の数は、ドイツの137件が最多である。さらに、建設サービス契約全体に占める交渉手続きの割合はドイツで77.8%、オーストリアで36.3%と欧州内でも特に高い数字となっており、建設サービス契約における交渉手続きが特に普及している2か国と言える。なお、コンペ実施後の契約授与通知

は通常、交渉手続きによる結果として通知される。

一方、閾値を下回るコンペの場合はEU全域への公告義務は無く、OJEU通知も公告されない。そのため、EU各国の閾値以下のコンペ実施実績を網羅的に把握することは困難な状況にある。このような状況の中、新指令の第85条では、それぞれの国における公共調達の入札に関する文書を電子化したデータベース上で公告することを義務づけ、これにより各国内のすべての公共調達に関する統計データを3年ごとに欧州委員会に報告することで、欧州全域での公共調達の適正化に努めている。

表-3 2017～2021年のOJEU通知数

2017～2021	デザインコンテストの結果通知数	ランドスケープ分野	ランドスケープ分野の割合(%)	契約授与通知数	交渉手続き	交渉手続きの割合(%)
	A	B	B/A×100	C	D	D/C×100
フランス	2,613	48	1.8	21,343	3,004	14.1
ドイツ	736	137	18.6	23,988	18,669	77.8
イタリア	120	8	6.7	2,731	49	1.8
ポーランド	110	33	30.0	6,918	381	5.5
チェコ	106	7	6.6	2,933	147	5.0
オーストリア	78	3	3.8	1,391	505	36.3
スペイン	77	1	1.3	3,835	131	3.4
スロバキア	48	1	2.1	349	14	4.0
スロベニア	47	1	2.1	1,440	75	5.2
ブルガリア	47	6	12.8	3,351	584	17.4
エストニア	39	11	28.2	381	41	10.8
ラトビア	39	2	5.1	840	58	6.9
ポルトガル	37	0	0.0	503	8	1.6
ハンガリー	36	2	5.6	1,305	115	8.8
リトアニア	35	2	5.7	946	74	7.8
デンマーク	24	12	50.0	947	147	15.5
ルーマニア	22	3	13.6	1,515	45	3.0
ギリシャ	19	1	5.3	254	1	0.4
オランダ	17	7	41.2	1,767	82	4.6
ベルギー	16	2	12.5	1,382	252	18.2

(2) 欧州建築家評議会 (ACE) の役割

欧州建築家評議会Architects' Council of Europe (以下、「ACE」という) はブリュッセルに拠点を置く欧州レベルの建築家の専門組織であり、2024年現在EU加盟国、イギリス、スイス、ノルウェーの52の機関により組織されている。ACEでは主に、欧州レベルでの競争力の促進や、各国の建築文化の発展を目的とし、建築サービス契約に関する助言・監督などを行っている。欧州内の建設サービスの適正な調達に向けたACEの提言における主張は一貫しており、「小規模な建築事務所への公共契約への参入を促進すること」と「品質に重きを置いた手順を提供すること」に焦点をあてたうえで、最も優れた建設サービスの調達手段は「2段階のコンペと、その後の公告を伴わない交渉手続き」であると結論づけている。

ACEは2014年の欧州公共調達指令の策定を受け、2016年にコンペの基本的な実施形態 (表-3) と、基本的なルール (表-4) をまとめたガイドラインを提唱した。本ガイドラインにおけるルールでは、「審査員議事録の送付、および公開による手続き全体の透明性の確保」、「参加者に要求するサービスの量を必要最小限に抑えることによる公正で平等な審査」、「サービスの量とタスクに基

表-2 EU指令におけるコンペ実施規則

Chapter II Rules governing design contests		
第78条	適用範囲	本章は次の場合に適用される： (a) 公共サービス契約の受注につながる手続きの一環として開催されるデザイン・コンテスト； (b) 参加者に賞品または支払いを伴うデザインコンテスト。 本条第1項第(a)号で言及される場合、第4条で言及される閾値は、可能性のある賞品または参加者への支払いを含む、公共サービス契約の付加価値税控除後の見積額に基づいて算出される。 (後略)
第79条	通知	1. コンテストを実施する意向のある契約当局は、コンテスト通知によってその意向を明らかにしなければならない。 第32条(4)に従って後続の義務契約を発注する意向がある場合、その意向は、コンテスト通知に示さなければならない。 2. コンテストを開催した契約当局は、第51条に従ってコンテストの結果通知を送付しなければならない。かつ、その送付日を証明することができなければならない。 (後略)
第80条	コンテストの開催および参加者の選考に関する規定	1. コンテストを主催する場合、契約当局は、第1章及び本章の規定に適合する手続を適用しなければならない。 2. コンテストへの参加は下記の理由で制限されてはならない： (a) 加盟国の領土または領土の一部を限定すること； (b) 開催される加盟国の法律上、一般人または法人であることが要求こと； 3. コンテストの参加者が限定される場合、契約当局は明確かつ非差別的な選考基準を定めなければならない。いかなる場合においても、参加候補者の数は、真の競争を確保するのに十分なものでなければならない。
第81条	審査員の構成	審査員は、参加者から独立した一般人のみで構成される。コンテスト参加者に特定の専門資格が要求される場合、審査員の少なくとも3分の1は、その資格または同等の資格を有していなければならない。
第82条	審査員の決定	1. 審査員は、その決定または意見において自律的でなければならない。 2. 審査員は、候補者から提出されたプランおよびプロジェクトを、匿名で、コンテスト通知に示された基準のみに基づいて審査する。 3. 審査委員会は、各提案の長所に基づき、審査委員が署名した報告書に、指摘事項および説明を必要とする点とともに、その順位を記録するものとする。 4. 審査員が意見または決定を下すまで、匿名性が守られるものとする。 5. 候補者は、必要であれば、プロジェクトのいかなる側面も明確にするために、審査委員会が議事録に記録した質問に答えるよう求められることがある。 6. 審査委員と候補者の対話については、完全な議事録を作成するものとする。

づく適切な賞金設定」などについて細かく規定している。ACEでは欧州各国がコンペガイドラインを策定・更新する際にこれらのルールを適用することを推奨している。

また、ACEは欧州各国の契約当局やサービス提供者へのヒアリングをベースに、建設プロジェクトの実施状況や建設サービスの調達状況を調査しており、その結果を4年ごとに公開している。コンペ実施状況に関する項目では、コンペに参加した事業者の割合、応募に費やした時間・経費、賞金の平均額、契約を受注した際の平均収入などが細かく分析されている。ACEはこれらの調査を通して各国の改善点などの通達とそれに伴う支援を行っており、EU全体の建設サービス調達の適正化、および多国間の競争力の向上における重要な役割を担っていると考えられる。

表-3 コンペ実施形態の分類

型・分類	概要
参加者の範囲	公開型 要求される最低限の資格を有する者は誰でも参加することができる。
	制限型 参加者を公募した後、契約当局が設けた基準により参加者を選考する。
	招待型 契約当局が参加者を直接招待する。EU圏以下の場合にのみ行うことができる。
表現の意図	表現 詳細な準備と一定の仕様に基づき、参加者はプロジェクトを実現するための概念的な多くの解決策を得ることを目的としており、契約を授与する意図のないもの、特にアイデア
	アイデア 計画段階の準備や、2ステージ制の設計競技の1段階目を実施される。契約当局がその結果を使用する場合は著作権法と設計競技のルールに従って補償する必要がある。
段階	1段階 1段階の審査により、受賞者を決定する。
	2段階 1段階目では、参加者は小規模なコンセプトや予備的なデザイン案を、できれば1枚のシートにまとめて提出する。審査員は、第2段階のための適切な数の候補者を選定する。第2ステージの参加者には十分な額の報酬が支払われなければならない。

表-4 コンペの基本的ルール

ルール	内容
1 全ての参加者に対する機会の平等	すべての参加者に同じレベルの情報を同時に提供する。参加者と審査員の間で個別の情報交換をしてはならず、コンペの概要に関する質問は参加者全員に回答される。主催者の代表者、パートナー、従業員、審査員、またはコンペの準備に関わった者はコンペに参加することができない。
2 手続きの透明性	審査員の議論と決定プロセスの要約はレポートとして作成されなければならない。審査員の報告者は、参加者および一般市民に公表または配布されるものとする。すべての応募作品の展示、またはデジタルによる出版がされること。
3 審査員の独立性	審査員の決定または意見は自律的である。審査員は受賞者を決定し、賞を授与する。参加者に特定の専門資格が要求される場合、欧州公共調達指令に従い、審査員の少なくとも3分の1を参加者と同等の資格を有する専門家とし、契約当局から独立していなければならない。審査員は、候補者から提出された提案を匿名で、通知で示された基準に基づいて審査する。審査員はその順位を署名入りの報告書に記録する。報告書にはプロジェクト提案のMOPの概要は明確で曖昧な表現であってはならない。要件が明確に示される必要がある。必須の要件とそうでない条件を明確に区別する必要がある。
4 コンペの概要(brief)	必須の要件は必要最小限に制限され、これらの要件を満たす提案のみが評価対象となる。審査員の名前、評価基準、契約の意向を示すこと、コンペ開始前に審査員が概要を承認する必要がある。応募者に求める資料は、審査員が適切に判断するために必要な最小限のものに限られる。余分な提案は削除されるか、被覆されるものとする。
5 匿名性	審査員が決定を下すまでは匿名性を守らなければならない。
6 賞金と補償	賞金および補償額を決定し、コンペの概要に発表されなければならない。賞金や報酬の算出には参加者に求められるサービスの量とタスクを考慮し、それらの間に適切な関係がなければならない。2段階型のコンペでは賞金総額の一部が2段階に参加した者に補償として支払われなければならない。
7 著作権	プロジェクト提案の著作権は提案者に帰属する。主催者はコンペの概要に記載された条件、または当事者間で合意された条件のもとで受賞作品を利用する権利を有する。
8 紛争解決	コンペの手続きにおけるいかなる紛争も法的手続きに訴える前に、関連する国内の専門機関で検討されることを推奨する。
9 市民の参加	一般市民は特に都市計画や都市開発分野においてコンペの準備に参加することができる。審査員は意思決定の過程において、世論を考慮することができる。最終的な判断は審査員にゆだねられる。

4. 対象国の制度基盤

(1) 対象国の概要

本研究では、欧州内でも特にコンペの実施実績が多いフランス、ドイツに加え、(1)コンペの実施回数が比較

的多い、(2)フランス語やドイツ語を公用語に持ち、言語的に比較分析が容易、(3)国内にコンペの情報を統一的に収集・公開するデータベースを持ち、豊富な情報を収集可能、などの理由からスイス、オーストリアの2か国を加え、計4か国を対象にコンペ方式を用いた公共調達の制度基盤やその運用体制について明らかにする。

(2) フランス

a) 法制度の概要

フランスの現行の公共調達法「Code de la commande publique」(以下、「CCP」という)は2019年4月1日に制定された。本法律は2014年2月26日の欧州新指令の公布に続く2015年7月23日の命令によりそれ以前のフランスの公共調達法であるCMP (Code des marchés publics) が廃止され、公共契約の合理化、簡素化、法的安全性の向上という目標のもとに成文化された。CCPは従来の関連法に沿って統合する形で成文化されたため、従来の法律との実質的な変更点はなく、公共調達契約に適用されるすべての条項をまとめた合計1747の条文で構成される。

1985年7月12日に制定された「公共契約と民間プロジェクトマネジメントとの関係に関する法律85-704号」

(通称、「MOP法」)は、契約機関と受注者の関係を明確に定義し、特に後者の報酬を法的に規定することで受注者の権利を保護する目的で生まれた法律である。本法律は、公共契約機関が民間企業に対し業務を委託する際の一般的な枠組みと業務の構成要素、およびそれを遂行するための技術的な手順を定めた法律である。特にその第2条では、契約当局に対し建設プロジェクト(コンペも含む)の開始前にプロジェクトの実現可能性と経済的妥当性を明確にしたうえで、プロジェクトの目的と満たすべきニーズ、社会的、都市計画的、建築的、機能的、技術的、品質、景観への統合、および環境保護に関する条件や要件を定義するための「事業プログラム」の開発を義務づけている。契約当局は本プログラムの開発業務を外委託することができる。このため、コンペの実施実績が多いフランスではコンペの要件等を規定するための事業プログラム開発を専門とする「コンペプログラマー」という職能が存在する。

なお、本法律の条文は2019年4月1日以降、CCPに統合されている(図-2)。

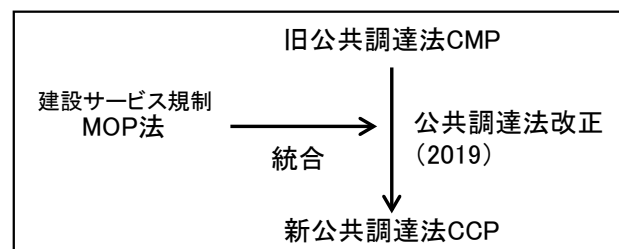


図-2 公共調達法改正の概要

b) CCPにおけるコンペ実施規則

CCPは立法パート (Partie législative) と規制パート (Partie réglementaire) で構成される。両パートにて、建設事業プロセスの手順、受発注者の役割、コンペ実施規則などを規定している(表-5)。規制パートの条文 R. 2172-2では本法律で定めた対象公的機関に対し、事業規模がEU閾値以上の新築建築の設計サービス契約を、制限型コンペとそれに続く交渉手続きにより調達することを規定している。つまり、国や地方自治体は一定規模以上の公共建築の新築プロジェクトを原則コンペと交渉手続きにより調達しなければならない、ということが法文化されている。このように新築の公共建築プロジェクトにコンペの開催義務がある一方、都市やランドスケーププロジェクトに対するコンペの実施義務はない。

また、規制パートの条文R. 2172-4では、契約当局がコンペを実施する場合、参加者に対し、提供したサービスに相当する見積もり価格と同等の報酬を支払わなければならない、その額は最大で20%減額できることが規定されている。なお、報酬額を減額する場合、契約当局はコンペ通知の中で報酬が減額される理由や条件を示さなければならない。このように、コンペに参加するすべての事業者は提供するサービスに相当する額と同等の一律の報酬額を得られ、参加者側の経済的な負担に対する権利保障が法制化されていることが特徴と言える。

表-5 CCPにおけるコンペ実施規則

	Code de la commande publique (公共調達法)
コンペ実施義務	<p>Article R. 2172-2 正式な手続きの閾値以上のPM契約は、R.2122-6に従って、R.2162-15からR.2162-21の条件で組織された制限付きコンペの勝者または受発注者と交渉されるものとする。ただし、契約当局は、次のようなPM契約の受注のためにコンペを組織する義務はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既存の構造物の再利用もしくは修復、または都市もしくはランドスケーププロジェクトの実施に関連するもの。 2. 研究、試験もしくは実験を目的として実施される構造物に関連するもの。 3. インフラストラクチャー構造物に関連するもの。 <p>(後略)</p>
契約当局の事前プログラム開発	<p>Article L.2421-1 計画の実現可能性と適切性を最初に確認しなければならない。契約当局の責任は、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象地を決める。 2. 第L.2421-2条に定められたプログラムを作成する。 3. 暫定的な資金枠の設定。 4. オペレーションの資金調達。 5. 工事を進行するためのプロセスの選択。 6. 運用のための研究と工事の実行のための公共契約の締結。 <p>Article L.2421-2 契約当局が作成したプログラムには、建設と使用に関する以下の要素が含まれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用上達成できるようにしなければならない目的。 2. 使用上の満たすべきコース。 3. 社会的、都市的、建築的、機能的、技術的、経済的な品質、景観への統合、環境保護などの制約や要求事項。
審査員規則	<p>Article R.2162-22 審査員は、コンペの参加者から独立した人物で構成される。コンペへの参加に特定の専門資格が必要な場合、審査員の少なくとも3分の1は、その資格または同等の資格を有していなければならない。</p> <p>Article R.2162-23：国が主催するコンペの場合の審査員選定手順 (中略)</p> <p>Article R.2162-24 地方自治体、その公共施設、およびそのグループが主催するコンペでは、公共の社会的・医療的施設および公営住宅を除き、選出された入札委員会のメンバーが審査員の一人となる。</p> <p>Article R.2162-25~Article R.2162-26：その他の団体のコンペにおける審査員選定手順 (後略)</p>
議事録、審査員レポート	<p>Article R.2162-18 メンバーの署名入りの議事録には、プロジェクトの順位、意見、必要に応じて明確化が必要な点、関係する候補者への質問などが記録される。</p> <p>Article R.2162-19 契約当局は、議事録と審査員の意見を参考にして、最適な候補者を選び、R.2183-1からR.2183-7に定められた条件の下で、コンペの結果の通知を公表しなければならない。</p>
資金規則報酬	<p>Article R.2162-20 コンペのルールに則ってサービスを応募した参加者には、報酬が付与される。第R.2172-4条から第R.2172-6条の規定に従い、報酬額は契約当局が自由に定めることができ、コンペ通知に記載される。</p> <p>Article R.2162-21 サービス契約が最優秀を受賞した候補者またはその他の受賞した候補者の1人に授与される場合、契約額は、競争に参加するために受け取った報酬を考慮して差し引くものとする。</p> <p>Article R. 2172-4 コンペを開催する場合、コンペ実施規則に従ってサービスを提出した事業者は、報酬を受け取るものとする。この報酬額は、実施されるサービスの見積り価格に相当し、最大で20%減額される。契約当局は、コンペ通知の中で、報酬が減額または免除される条件を明示しなければならない。契約当局は、審査員の提案に基づき、この報酬額を競技の参加者に支払うものとする。</p>

c) 建設サービス調達におけるコンペ方式の運用

フランスでは、建築家やエンジニアによる設計に関するサービスは一般的に「プロジェクトマネジメント (maîtrise d'oeuvre)」と称されている。CCPでは、プロジェクトマネジメント契約(以下、「PM契約」という)などの公共調達手続きとして、1) 公開入札、2) 制限付き入札、3) 交渉を伴う手続き、4) コンペティティブダイアログ、5) 適合手続き(通称「MAPA」：契約当局が独自に調達ルールを作成し、主に協議により落札者を決定する手続きであり、EU閾値以下のプロジェクトにのみ利用できる)の5種類が規定されている。近年に限らず、フランスの公共部門におけるPM契約の授与手続きでは、コンペとそれに続く交渉手続きが広く利用されている。2006年から2015年の10年間のPM契約を含む建設サービス契約(EU閾値以下のものも含む)授与に関する入札情報を調査した研究では、対象の10年間にわたってコンペを利用した契約授与手続きが20%前後で推移していることが明らかにされた⁹⁾。

また2019年のCCP制定以降、フランスでは契約見積額が90,000ユーロ以上の公共調達の公告情報を統一データベースBOAMPで発表することが義務付けられており、本データベースを利用した四半期ごとの統計レポートによると、2020年から2021年にわたってコンペを利用した調達が20%以上で推移していることが分かる⁹⁾。(図-3)

さらに、プロジェクトの種類別の建設サービス調達状況の統計の結果、公共スペースや都市を対象としたプロジェクトが2020年下半年以降12~15%程度で推移しており(表-6)、2019年以前は約10%であったことと比較して公共スペースや都市を対象としたプロジェクトへのコンペ方式の運用についても関心が高まっていると推察される。

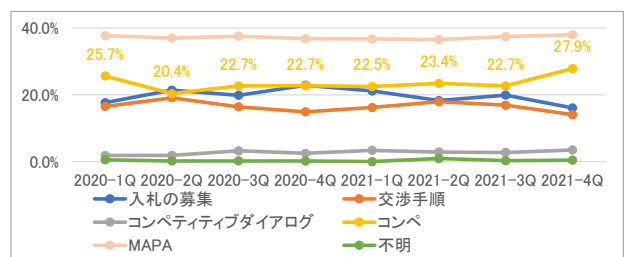


図-3 2020~2021年の建設サービス調達手段別割合の推移 (参考文献9)より筆者作成

表-6 建設サービス調達に占めるプロジェクトの種類

プロジェクトの種類	2021第4四半期		2021第3四半期		2021第2四半期		2021第1四半期		2020第4四半期		2020第3四半期	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
混合	84	12.2%	107	15.5%	88	10.1%	106	12.8%	58	9.6%	61	13.2%
貿易、エコ、産業、観光	45	6.5%	31	4.5%	63	7.2%	40	4.8%	34	5.6%	20	4.3%
文化	31	4.5%	26	3.8%	45	5.1%	40	4.8%	26	4.3%	11	2.4%
教育	153	22.2%	143	20.7%	191	21.8%	168	20.3%	128	21.2%	100	21.6%
環境、公共スペース、都市	100	14.5%	89	12.9%	117	13.4%	110	13.3%	89	14.8%	55	11.9%
医療	5	0.7%	4	0.6%	2	0.2%	4	0.5%	1	0.2%	3	0.6%
家	42	6.1%	62	9.0%	68	7.8%	74	8.9%	56	9.3%	39	8.4%
レジャー、スポーツ	62	9.0%	54	7.8%	71	8.1%	71	8.6%	50	8.3%	45	9.7%
交通	22	3.2%	15	2.2%	21	2.4%	20	2.4%	33	5.5%	13	2.8%
運輸	21	3.0%	34	4.9%	38	4.3%	42	5.1%	27	4.5%	24	5.2%
健康、医療	51	7.4%	56	8.1%	58	6.6%	56	6.8%	32	5.3%	35	7.6%
セキュリティ	28	4.1%	36	5.2%	35	4.0%	47	5.7%	31	5.1%	31	6.7%
社会、社会文化	45	6.5%	35	5.1%	78	8.9%	49	5.9%	38	6.3%	26	5.6%
合計	688		692		873		827		602		483	

(3) ドイツ

a) 法制度の概要

ドイツでは、2014年のEU公共調達指令に従い、大規模な公共調達法改正が行われた。本改正の目的は、従前の複雑な構造を持った公共調達関連法の体系を簡素化することであった(図-4)。競争制限禁止法(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen) (以下、「GWB」という)は、すべての企業の経済活動に対し、自由な競争を保証するものであり、『自由で効果的な競争のみが最大の利益、特に消費者の利益を確保する』という考えに基づいている。GWBの第4部には、公的機関に対するEU閾値を超える契約授与や譲歩に関する基本的な規制が含まれ、2016年の公共調達法改正の過程で再編された。2016年4月12日に制定された「公共調達条例(Vergabeverordnung)」(以下、「VgV」という)はGWBの第4部の対象となる公的契約に対するより詳細な規制、および公的機関がコンペを開催する際に従うべき手続きに関する規定を含む。ドイツ国内のコンペはVgVのコンペ実施規則を法的根拠として開催される。

VgVが制定される以前の建築・エンジニアリングサービスの公共調達は「フリーランスサービスの契約規定(Verdingungsordnung für freiberufliche Leistungen)」(以下、VOF)により規定されていた。本規定は2016年の公共調達法改正に伴いVgVに統合された。VOFは契約当局が事前に解決策を定めることができないサービスの公共調達を対象とした規制であり、事前に解決策を定められるサービスの公共調達を対象に規制する、「サービスの調達と契約に関する規定(Vergabe- und Vertragsordnung für Leistungen)」のパートA(VOL/A)とは区別されている。

2017年9月2日、連邦政府経済・エネルギー省(BMWi)はEU閾値を下回る消耗品やサービスの連邦政府による公共調達を規制する「閾値を下回る調達規則(UVgO)」を策定した。本規則は前述のVOL/Aに代わるものであり、VgVの内容に基づいて策定されたものであり、連邦州ごとに適用するかどうかを決定する。2021年時点で、ドイツ内16の州のうち12の州が適用している¹⁰⁾。

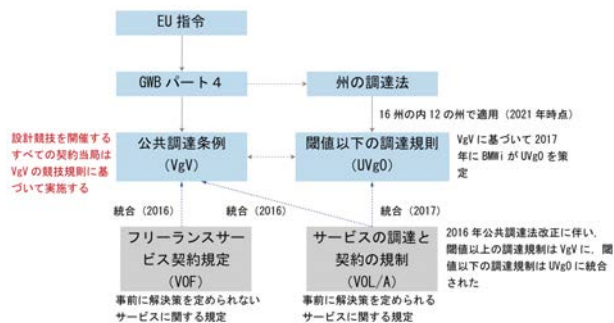


図-4 ドイツの公共調達法改正の概要

b) VgVにおけるコンペ実施規則

VgVのセクション5とセクション6では、建築とエンジニアリングサービスの調達に関する規則および、コンペ実施規則が定められている(表-6)。たとえば、§74では建築・エンジニアリングサービスの公共調達を原則、事前公告を伴う交渉手続き、または競争的対話によって行うことを規定している。すなわち、建設サービスの調達手段として、交渉手続きや競争的対話以外の手続きである、いわゆる単純な入札手続きは不向きであると認識されていると理解できる。表-3で分析したとおりQJEU通知の契約授与通知に占める交渉手続きの割合が欧州内で最多であったことはこの規定によるものと考えられる。

また§78では、コンペ方式を『プロジェクト課題に対する最良の解決策の選択を確実にすると同時に、プロジェクトの質を確保し、建築文化を促進するための適切な手段』としたうえで、コンペは連邦運輸・建築・都市開発省(BMVB)と連邦建築家会議所(BAK)が2013年に策定したコンペガイドライン(RPW2013)に基づいて行われることを規定している。つまり、この規定によりドイツ内のコンペでは、RPW2013が一定の法的拘束力を持って利用されることとなる。

そして審査員の資格に関して、EU公共調達指令の規則では審査員の少なくとも3分の1を参加者と同等の資格を有する専門家とすることが規定されていたが、VgVの§79の(3)では審査員の過半数を専門家とすることが規定されており、ドイツ独自の専門性の高い審査を可能と

表-6 VgVにおけるコンペ実施規則

	Vergabeverordnung - VgV (公共調達条例)
建設サービスの調達の規則	§74 手続きの種類 原則として、建築・エンジニアリングサービスは、§17に基づく事前公告を伴う交渉手続き、または§18に基づく競争的対話によって発注される。
コンペの定義	§78 計画コンペの原則と適用範囲 (1) プロジェクト課題に対する最良の解決策の選択を確実にすると同時に、プロジェクトの質を確保し、建築文化を促進するための適切な手段である (2) 計画コンペは、公表された統一ガイドライン(RPW)に基づいて、特に空間計画、都市計画および建設の分野において、計画のための案を受け取ることを目的としている。
準備段階における規定	§78 計画競争の原則と適用範囲 (2) 企画コンペの統一ガイドラインでは、建築家やエンジニアの会議所が企画コンペの準備や実施に参加することを規定する。構造工学、都市工学、橋梁工学、景観・オープンスペース計画の業務の場合、契約当局はこれらについて計画競争を行うべきかどうかを検討し、その決定を文書化しなければならない。
審査員構成	§72 審査員 (1) 審査員は、コンペの参加者から独立した審査員のみで構成することができる。競技者に特定の専門的資格が必要な場合、審査員の少なくとも3分の1が同じまたは同等の資格を持っている必要がある。 §79 計画コンペの実施 (3) §72(1)の後半にかかわらず、審査員の過半数は、参加者に要求される資格と同一または同等の資格を有していなければならない。また、審査員の過半数が主催者から独立していなければならない。
評価基準	§72 審査員 (2) 陪審員はその判断と意見において独立していなければならない。その判断は、コンペ通知に記載された基準に基づいてのみ行われる。 §79 計画コンペの実施 (4) 審査員はその決定において、コンペ通知で拘束力のあるものとして指定された主催者の仕様に従うものとする。許可されていない、または要求されたレベルを超える部分的な表現は評価から除外しなければならない。
審査員レポート	§72 審査員 (3) 審査員は、選定した競技作品の順位について個々のプロジェクトの詳細を示し、所見と解決すべき問題点を記載した報告書を作成する。 §79 計画コンペの実施 (5) 審査員は審査員の署名入りのラングレポートを作成し、その中には審査員が選んだコンペ作品の評価が含まれていなければならない。主催者は審査委員会の議事録を送付することにより直ちに結果を参加者に通知する。契約当局は審査員の決定から遅くとも1ヶ月後には応募されたすべてのコンペ作品を作者名を含めて公に展示し、議事録を表示する。
賞金	§79 計画コンペの実施 (1) 計画コンペを開催する場合、工事の重要性、難易度、サービスの範囲に見合った賞品、または賞品に加えて表彰を行い、その賞金額は適用される料金体系(HOAI)に従って決定する。

するための審査員規則を設けていることがわかる。さらに、§ 79の(5)では、エントリーされたすべての提案に対するコメントをレポートとして文書化し、参加者に結果を通知する際に審査委員会の議事録とともに送付すること、および、審査終了後遅くとも1か月以内に応募されたすべての提案を提案者名も含めて公に展示することが規定されており、透明性の高い審査とその過程を公に周知するための仕組みが担保されている。このようなことから、審査員には高度で論理的な審査が求められ、審査の決定を適切かつ詳細に言語化する能力が求められていると考えられる。

そして§ 79の(1)では、コンペの賞金額を「建築とエンジニアリングサービスの料金表 (HOAI)」を参照して決定することが規定されており、コンペの受賞者への賞金額が一定のルールの下でシステマティックに決定される仕組みとなっている。

なお、2020年以前に適用されていた料金表 (HOAI2013) では、§ 79の(1)の条文により一定の法的拘束力を持ってドイツ国内の契約額を規定していたが、2020年に欧州司法裁判所 (ECJ) が「HOAIが法的拘束力を持って用いられることはEU法に違反する」としたことで、拘束力を失効した。しかし、HOAIの存在が契約額決定の目安として十分機能していたことを考慮し、現在のドイツでは法的拘束力を持たない料金表 (HOAI2021) が新たに用いられている。

以上のように、ドイツではHOAIの拘束力が失効したものの、契約額の目安として存在することで発注者の手続き上の労力を軽減しつつ、発注者・受注者双方の権利が守られる仕組みが構築されていることがわかる。

c) 建設サービス調達におけるコンペ方式の運用

ドイツではVgVの§ 74の規定の通り、EU閾値を超える建設サービスの調達の多くは、交渉手続きにより行われており、これはEU閾値以下の建設サービスの調達にも当てはまる。交渉手続きにより建設サービスを調達する契約当局には、大きく、1) ソリューション提案を伴わない交渉手続き、2) ソリューション提案を伴う交渉手続き (以下、マルチコミッションング)、3) コンペに続く交渉手続きの3種の手順の選択肢があり、目的に応じていずれかを選択する。候補者による提案の比較による競争的な手順を必要とするプロジェクトの場合、契約当局は、2) マルチコミッションング、または、3) コンペに続く交渉手続きを選択する。

このうち、2) マルチコミッションングとは、日本のプロポーザル形式に近い手続きであるが、契約当局はHOAIに基づき、候補者に要求するサービスに相当する報酬を支払わなければならない点でより候補者の権利保障が確保された手続きと言える。また報酬はすべての候補

者に同額を支払わなければならない、通常3～5者が提案を行うため、多くの費用を必要とする手続きである。本手続きと3) コンペに続く交渉手続きとの大きな違いは、匿名性の原則や契約授与の義務がないこと、およびその他の実施上の規則が確立されていないことであり、この点に関して、ドイツの連邦建築家会議所 (以下、BAK) は、参加者の利益が適切に保護されていない手順である、として警鐘を鳴らしている¹¹⁾。

一方、3) コンペに続く交渉手続きを採用する契約当局は、VgVの§ 78(2)の規定に基づき、コンペガイドライン (RPW2013) の規則に従って実施する。コンペの受賞者との交渉における契約授与基準は一般的にコンペの結果に50%、コンペにおけるプロジェクト提案に20%の重みが置かれ (表-7)¹²⁾、最も提案の質を重視した手続きといえる。このように、2) の手続きと比較しても特に提案の質を重視した重みが設定される理由として、コンペにおいて作成されたプロジェクト提案はプロジェクトの実現を見込んだ本質的なレベルで作成されており、契約当局の意向などにより容易に設計内容を変更することが許されていないためと考えられる。一方、2) の手続きでは、契約授与後にソリューション提案内容の具体化が図られるため、契約交渉段階ではその提案の質だけでなく、候補者の過去の実績や候補者自身の印象などを総合的に評価することが求められていると考えられる。

表-7 交渉手続きにおける契約授与基準の重みづけ

手続きの種類	内容	推奨される評価の重み	
1) ソリューション提案を伴わない交渉手続き	選択基準に基づき、選択した複数の候補者と交渉を行い、契約者を選定する。契約授与の決定は、過去の実績、経済的・技術的基準、スケジュール、価格などにより評価する。	過去の実績	50
		候補者の印象	20
		日程とコスト	10
		価格	10
		全体的な印象	10
2) ソリューション提案を伴う交渉手続き (マルチコミッションング)	選択基準に基づき、選択した複数の候補者にソリューションの提案を要求し、ソリューションの内容を基本的に候補者と交渉を行う。契約当局はHOAIに基づき、要求するサービス量に相当する額の報酬を支払う。契約授与の決定は、ソリューションの質、過去の実績、経済的・技術的基準、スケジュール、価格などにより評価する。	ソリューションの質	50
		過去の実績	20
		候補者の印象	20
		日程とコスト	10
		価格	10
3) コンペに続く交渉手続き	公開型、制限型、招待型のコンペの受賞者と交渉を行い、契約者を選定する。契約授与の決定は、コンペの結果、プロジェクト提案内容、持続可能性、スケジュール、建設費、価格などにより評価する。	コンペの結果	50
		プロジェクト提案	20
		持続可能性	10
		スケジュール	10
		候補者の印象	10
	全体的な印象	10	
	価格	10	

連邦建築家会議所 (BAK) が毎年公開しているドイツ国内のコンペ実施状況に関する統計によると、公共および民間の契約当局を合わせて年間約400～500件程度のコンペ (アイデアコンペも含む) が開催されており、そのほとんどのコンペにRPW2013が適用されている (表-8)。つまり、ドイツにおけるコンペのほぼすべてがRPW2013の規則のもとで開催されており、同時に法的確実性を保った実施体制が構築されていると理解できる。また、2015年から2022年にかけて1年間にコンペで受賞者に付与された賞金総額が約2.22倍になっており、この間、年間のコンペ実施回数に大きな変化がないことから、単純にコンペ1件当たりの賞金額が約2倍となっていること

が読み取れる。そして、オープンスペース（一般的な広場や街路整備を含む）を計画対象に含むコンペの割合が2015年では約28.4%であったのに対し、2022年には約40.9%と大幅に増加しており、オープンスペースへの注目度が向上している様子がうかがえる。このことに関連して、ランドスケープアーキテクトを参加条件としたコンペの割合が2015年には約44.3%であったのに対し、2022年には約68.2%となり、ランドスケープアーキテクトの活躍の場が増えていることも注目に値する。

表-8 ドイツのコンペ開催件数の推移

ドイツのコンペ実施状況		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
コンペの総数		404	467	517	514	514	416	423	406
資金総額（単位：1,000ユーロ）（VAT除く）		23,661	34,485	43,974	44,704	45,372	45,349	48,119	52,601
コンペ規則									
件名	RPW	396	451	512	510	512	413	421	403
	建物の計画	293	349	396	387	374	308	306	265
	都市計画・景観計画	94	119	159	112	123	105	117	101
	オープンスペース計画	115	141	191	190	179	165	204	166
	インテリアプランニング	8	5	11	10	6	5	8	7
	スペシャリスト・プランニング	18	9	2	20	14	25	15	20
コンペタイプ	オープン	4	6	2	6	6	1	0	2
	非オープン	33	29	50	48	35	32	37	23
	選択型	206	287	311	300	326	170	271	291
	招待型	152	154	156	165	147	102	131	92
	建築家	376	433	463	461	-	357	364	333
	参加条件	179	217	230	262	-	251	264	277
参加者数	ランドスケープアーキテクト	83	93	110	92	-	80	93	121
	アーバンプランナー	10	9	12	19	-	15	20	14
	インテリアアーキテクト	20	22	21	27	-	32	30	30
	エンジニア	8	14	3	5	-	13	21	13
	その他	6,556	6,632	7,146	6,838	6,698	5,988	4,243	5,484
	合計	494	640	1,055	777	933	699	511	906
契約当局	シード	1,454	1,393	1,338	1,159	1,271	960	457	686
	直接招待（競合なし）	170	198	272	261	278	245	264	214
	公共	84	93	90	103	82	49	55	100
	VgV関値以上	149	170	158	140	135	101	84	89
	VgV関値以下	17	28	3	8	9	4	6	2
	民間								

(3) スイス

a) 法制度の概要

スイスではドイツと同様に、2019年以降公共調達法改正が進められている。現在のスイスの公共調達は連邦政府レベルおよび州（カントン）レベルの2つのレベルに対しそれぞれ一連の協定や法律が制定されている（図-5）。また、本法改正と合わせて連邦議会は政府調達に関するWTO協定の改定版（以下、「GPA2012」という）を採択した。GPA2012による規則やスイスがEUと結んでいる協定などによる規則を連邦政府の公共調達に適用する場合にはBöBを、カントン以下の公共調達に適用する際にはIVöBを法的根拠とする構図である。

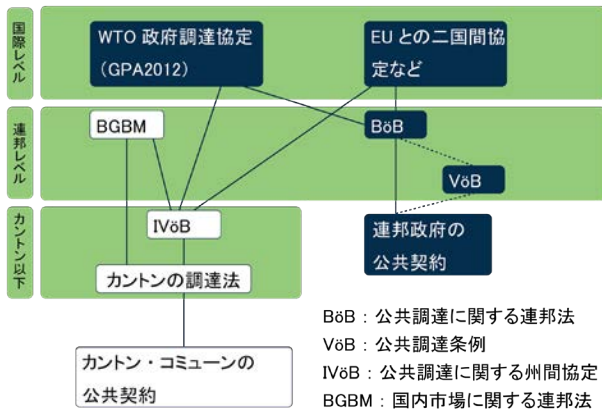


図-5 スイスにおける公共調達関連法の体系

b) BöB/IVöBにおけるコンペ実施規則

BöBとIVöBでは、コンペを開催する契約当局に対する規則を規定している（表-9）。たとえば、BöBとIVöBの第22条では、スイスエンジニアおよび建築家協会（以下、「SIA」という）が提供するコンペ実施規則（SIA102やSIA105など）を参照してコンペを開催することを推奨しているが、ドイツとは対照的にその義務は与えておらず任意で適用することとしている。また、BöBの規定の一部をより具体化したVöBの第16条には、コンペにおける審査員に関する規則が含まれている。本条文の大きな特徴は、コンペの前提となる要件を逸脱した提案を評価・ランク付けし、契約当局に推奨することを可能としている点である。これによりコンペ参加者は最大限に自由度の高い提案をすることができ、審査員、および契約当局は多様な提案をフラットに比較検討することができる。このようにスイスではコンペ方式をあくまで提案の内容を品質ベースで評価するプロセスとして捉え、提案の自由度を最大限に保証している。

以上のように、スイスではフランスやドイツのような建設サービスにおける調達規則等はないが、EU指令等の制限を受けないために特殊な法体系を有することが理解できる。

c) 建設サービス調達におけるコンペ方式の運用

スイスにおける建設サービス調達手続きの種類は主に、1) 入札の公募、2) コンペの結果に基づく直接裁定手続き、3) 研究契約手続きのいずれかである。1) の手続きを採用する契約当局はBöBとIVöBの第41条に基づき、価格と品質を総合的に判断し、最も有利な入札者に契約を授与する。SIAは本手続きを、プロジェクトに対する解決策があらかじめ定まっており、クリエイティブな提案

表-9 BöB/IVöBにおけるコンペ実施規則

	公共調達に関する連邦法/公共調達に関する州間協定 (BöB/IVöB) と公共調達条例 (VöB)
契約当局の役割	<p>BöB/IVöB Art.22 デザインコンテスト、スタディコミッション</p> <p>1 サービスの提供のためのコンペ又はアイデアコンペを主催する契約当局又は研究契約 (スタディコミッション) を授与する契約当局は、この法律の原則の枠内で、個々の場合の手段を規定しなければならない。専門家集団 (SIA) の関連規定を参照することができる。</p> <p>【以下、BöBのみの記述】</p> <p>2 連邦評議会は、以下を決定する。</p> <p>a. コンペの種類と調査委員会の方法</p> <p>b. どのタイプの手順を使用するか</p> <p>c. 準備作業に必要なもの</p> <p>d. 専門家審査員による評価に先行する、提案の予備審査の方法 (中略)</p> <p>f. 専門家審査員の構成と、そのメンバーの独立性に関する要件</p> <p>g. 専門家審査員のタスク</p> <p>h. どのような条件の下で、専門家審査員が契約者を決定できるか</p> <p>i. どのような条件の下で、専門家審査員がコンペプログラムの規定から逸脱した提案をランク付けすることができるか</p> <p>j. コンペの種類に応じて、授与される可能性のある賞の種類および受賞者が主張できる請求事項</p> <p>k. 契約当局が専門家審査員の助言に従わない場合に、原案提案の作者に支払われる補償金</p>
審査員規則	<p>VöB Art.16 専門家による独立した審査員</p> <p>1 独立した専門家審査員は、以下で構成されるものとする。</p> <p>a. 入札の主題に関連する少なくとも1つの分野の専門家</p> <p>b. 契約当局が自由に任命したその他の人物</p> <p>2 審査員のメンバーの過半数が専門家であること</p> <p>3 専門家の少なくとも半数は、契約当局から独立していなければならない。</p> <p>4 審査員は、特別な質問の評価のために、いつでも別の専門家を呼ぶことができる。</p> <p>5 特に、コンペの後の契約の締結または手続きについて、契約当局に助言を行うものとする。コンペの手続きでは、形式的に正確なコンペ提案の順位や賞の授与についても決定する。</p> <p>6 また、以下の条件のもと、入札依頼書の要件から本質的な点で逸脱しているエントリーをランク付けしたり、さらなる処理を推奨することができる。</p> <p>a. この可能性が入札募集に明示的に規定されていること</p> <p>b. 入札募集に定められた決議に従って決定した場合。</p>

を必要としないサービスにのみ有効な実績ベースの手続きとしており、本手続きを利用する契約当局向けに「エンジニアリングおよび建築サービスの提供に関するSIA144規則」を提供している。また3)は匿名性を排除し、参加者同士および評価委員会との対話に基づき参加者それぞれがプロジェクト提案を行い、契約者を選定する特殊な手続きである。SIAは本手続きを、プロジェクトの前提となるニーズや規制条件を十分に定義できない複雑なタスクの解決策の場合にのみ有効としており、契約当局向けに「建築・エンジニアリング研究契約手続きに関するSIA143規則」を提供している。本手続きは非常に稀なケースにのみ適用され、「フランス語圏における公共調達の見聞所 (OMPr)」の統計によるとその割合は毎年、10%以下の水準となっている¹³⁾。そして本統計によると、2018年から2021年までの対象カントンにおける調達のうち約20%前後がコンペによるものであったと報告されている。一方、スイスのドイツ語圏の多くの州では、「コンペと入札に関するオブザーバー (BWA)」と呼ばれる組織が建設サービス調達の監視役を担っており、BWAが開発する国内で開催されるコンペのプロセスの適切性を監視するポータル (<https://bwa-smile.ch/>) によると、年間200~300件程度のコンペが開催されていることがわかる。

(4) オーストリア

a) 法制度の概要

オーストリアでは1993年に最初の公共調達法が制定され、1994年にEEAに、1995年にEUに加盟したことを機に、当時のEC公共調達指令に準じた公共調達法の制定が必要となり、新たに連邦公共調達法を1997年に制定した。それ以降2002年、2006年と改正が続き、この度2014年のEU公共調達指令の公布に伴い、10年以上にわたって利用されてきた旧連邦公共調達法 (BVergG 2006) を廃止し、2018年8月21日に新連邦公共調達法 (以下、「BVergG 2018」という) を制定した。本公共調達法改正の目的は落札手続きの近代化と簡素化、および最良の入札者との契約を推進することであり、オーストリアのすべての公的機関が規制の対象となる。また、2002年以降、オーストリアの州議会議員は州および地方自治体の公共調達の監視を行う役割を担っており、州以下の公共調達はBVergG 2018および州調達法によって規制される。州ごとに定める州の調達法は連邦法であるBVergG 2018の規定をさらに具体化して規制することができる (図-5)。

b) BVergG 2018におけるコンペ実施規則

BVergG 2018では、§ 163から§ 165において契約当局が遵守すべきコンペ実施規則が規定されている (表-10)。

たとえば§ 164では、制限型コンペと招待型コンペの

参加者の最低数を3者とすることを規定しており、さらに選択型コンペにおいて、事前選択の過程でコンペへの参加を認められなかった事業者が選択されなかった理由を契約当局に対し開示請求する権利が認められている。これらの規定により、事前選択の過程から技術的に高度で高い透明性を維持しつつ、より優れた競争力を有する適切な数の参加者による洗練されたコンペの開催を担保するための工夫が読み取れる。

また、§ 165では、契約当局および審査委員会がコンペの評価基準を事前に重みづけし、参加者にその重要性がわかるように通知しなければならないことが規定されている。この規定により、審査委員会は契約当局のニーズを適切に評価するためにプロジェクトの評価基準を事前に具体的に精査する必要があり、その一方、参加者は提案内容のどこに重きを置くべきかを理解でき、より具体的な提案につなげることができる。

以上のようにBVergG 2018では、フランスのCCPやドイツのVgVのような、建設サービスに関する手順を規制する調達規則やその他の細かいコンペ実施規則を設けておらず、各州の調達手続きが州の調達法に一任されている状況といえる。

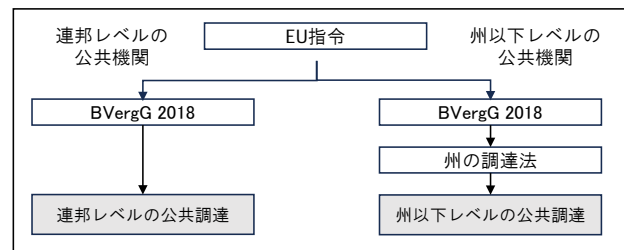


図-5 オーストリアの公共調達法体系の概要

表-10 BVergG 2018におけるコンペ実施規則

	連邦公共調達法 (BVergG 2018)
審査員規則	§ 165 コンペの実施 (4) 審査員は、コンペの参加者から独立した審査員のみで構成することができる。コンペの参加者に特定の専門資格が要求される場合、審査員の少なくとも3分の1は、同じ資格または同等の資格を有していなければならない。
参加者の選択に関する規定	§ 164 コンペへの参加 (5) 契約当局が定めた招待すべき参加者数よりも多くの参加希望が寄せられた場合、契約当局は選定基準に基づき、適任者の中から最も優れた候補者を選定する。選考の関連理由は、理解しやすい形で記録されなければならない。(中略) 要求に応じて、コンペに招待されなかった候補者は、不参加の理由を知らされなければならない。 (7) 招待型コンペには、少なくとも3社の事業者を招待しなければならない。(後略)
評価基準	§ 165 コンペの実施 (1) 公開または制限付きコンペの通知には、審査員の評価基準を重要性の順に示すものとする。(中略) (6) 審査員は、コンペの勝者または受賞者の選択において独立しているものとする。この選考は、匿名で応募された提案をもとに、評価基準に基づいてのみ行われる。 § 37 サービス契約の事前通知なしの交渉手順の選択 7. コンペが開催された場合には、コンペで定められた規定に基づいてコンペの受賞者または受賞者の一人に契約が授与されなければならない。後者の場合、コンペの受賞者全員が交渉に参加する。
審査員レポート	§ 165 コンペの実施 (6) 審査員は、選出されたプロジェクトの順位に関する文書を作成し、その中で個々の提案に対し、審査員のコメントや明確化が必要な点および質問を記載する。(中略) 審査員の選定は、さらなる措置のために契約当局に提出されるものとする。審査員の会議は公開されないものとする。

c) 建設サービス調達におけるコンペ方式の運用

オーストリアにおける公共調達手段は公開手続き、制限付き手続き、交渉手続き、フレームワーク協定、動的な調達システム、競争的対話、イノベーションパートナーシップ、直接契約、事前通知による直接契約等、多様なメニューがあり、建設サービスの調達においても、必

要に応じて最適な手段を選択する。とりわけ、交渉手続きの前段階としてのコンペ方式の開催数については、近年、年間平均150件程度で推移していることが報告されており¹⁴⁾ (図-7)、登録設計事務所数に対するコンペの実施回数はドイツの4倍に及ぶとされている¹⁵⁾。そして、オーストリア国内で開催されるコンペのうち約80%は制限型または招待型コンペとして開催されており、参加者数を限定することがトレンドとなっている。この理由として、公開型コンペでは、十分な経験や能力がない事業者が多く応募することに対する不安やリスクが大きく、それは小規模な自治体等においてより顕著であることが指摘されている¹⁶⁾。

以上のように、オーストリアでは、設計事務所数に対するコンペ開催数は多いものの、その多くのコンペでは参加が制限されるため、より小さな事務所にとっては参加のハードルが大きい状況にあると考えられる。

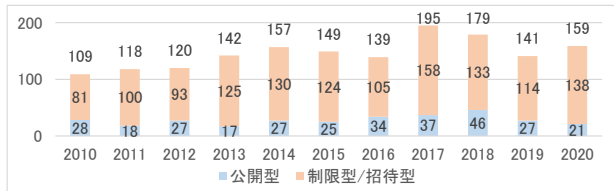


図-7 コンペ開催数の推移 (参考文献14) より筆者作成

5. まとめ

(1) 制度基盤の比較

2014年のEU新指令公布に伴い、すべての対象国において公共調達関連法の法改正が実施されている (図-8)。その過程で公共建設分野の調達をより品質に基づく手順とする目的で最低価格による落札基準が廃止され、品質評価が必須とされるようになっていく。また、EU新指令では、主に都市計画、建築、エンジニアリング等の分野において用いることができるコンペ方式の実施規則を定めているが、各国がこれまで築いてきた建設・コンペ文化を継承・発展できるように解釈の余地を残し、最低限の言及にとどめている。そのうえで、EU各国ではコンペ方

式とそれに続く交渉手続きがプロジェクトの品質と建設文化の発展に寄与する手法であるという認識のもと、その運用が進められている。

対象国の公共調達関連法内のコンペ実施規則にみられる主要な差異は以下に示すとおりである (表-11)。

a) 建設サービスの調達手段に関する規則

フランスとドイツでは建設サービスを特定の手続きにより調達する法文が存在し、特にフランスでは、地方自治体などの公共機関が契約当局となるEU閾値以上の新築建築プロジェクトにおいて制限型コンペの実施が義務づけられている。欧州内でも特にコンペの開催数が多いのはこのためと考えられる。しかし、広場・街路整備などのランドスケーププロジェクトやエンジニアリングサービスにおいてその義務はなく、契約当局の判断により開催できる。一方ドイツでは、建設サービス調達における品質評価の重要性を唱え、建築・土木等問わずすべての建設サービスの調達を原則、事前公告を伴う交渉手続き、または競争的対話により発注することを規定している。

以上のことから、フランスやドイツでは公益性の高い建築や都市空間プロジェクトの品質を担保するためには、競争的な手段を用いて当該プロジェクトに対する具体的なソリューションやイメージを発注段階から技術的な視点で比較・精査することがふさわしく、逆にいえば、単純な実績や価格に基づく比較ではプロジェクトの品質を担保し得ないと捉えていると考えられる。

b) コンペガイドラインの適用に関する規則

対象とした4か国では、すべての国において建築・エンジニアリングに関する会議所等の専門家組織が作成するコンペガイドラインが存在する。そして対象国のうち、特にドイツにおいては、ガイドライン (RPW2013) に記載のルールを国内のすべてのコンペにおいて運用することが公共調達法において法制化されている。また、スイスではSIAが提供するコンペ実施規則を参照することができるが、ドイツとは対照的にその義務は与えていない。その他、フランスやオーストリアではガイドラインの適用に関する法文への記載はなく、契約当局が任意で適用する制度となっている。

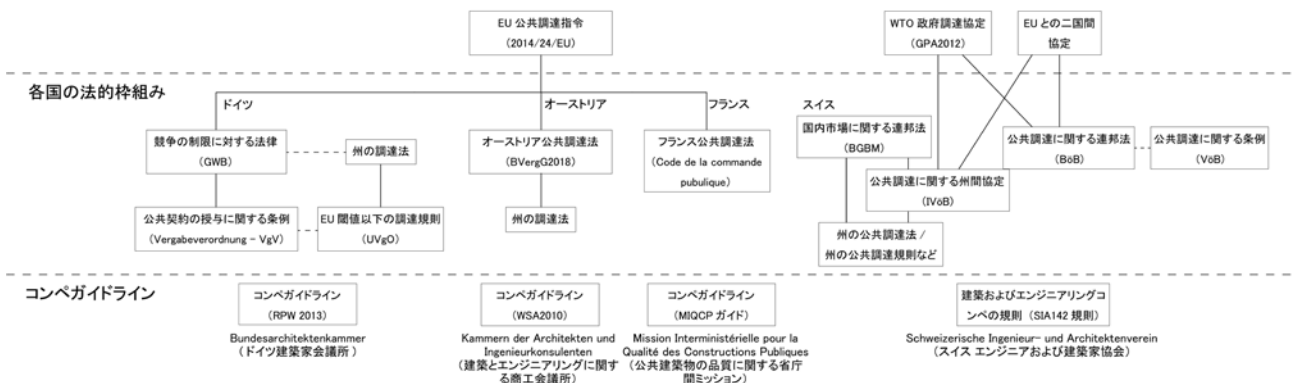


図-8 対象国の法的枠組みとコンペガイドライン

このことから、特にドイツでは公共調達関連法に記載できる内容のみでは適切なプロセスに基づくコンペの運用が難しく、より細かいルールを記載できるガイドラインの適用を法制化することにより、最低限の統一的なルールに基づくコンペの実施を確実にし、ひいては契約当局および参加者側の法的安全性の確保、ならびにプロジェクト自体の実現性向上へとつなげているとも考えられる。一方、ガイドラインの適用が法制化されていない国においても、各ガイドラインには細かいルールや実施プロセスが規定されており、法的・技術的な安全性が担保されたコンペの実施を支援する重要な役割を担っている。

c) 提案の評価に関する規則

対象各国のうち、ドイツ、スイス、オーストリアの3国ではプロジェクト提案の評価手法や評価基準に関する法文に差異がみられた。たとえばドイツでは、コンペ開催通知において設定された仕様を超える提案を評価の対象から除外し、すべての提案を同一の仕様に基づいた比較により審査することが義務づけられている。つまり、各プロジェクト提案の密度や量ではなく、その提案の品質に基づく公正な比較がコンペの審査において重要と考えられていると考えられる。一方、スイスではコンペ通知にて定められた条件や要件を本質的な点で逸脱した提案を、その提案が必要最低限の要件を満たし、実現可能性や品質の点で評価できると判断される場合、審査の対象とすることができるが規定されている。つまりスイスでは、参加者には最低限の要件を満たす自由な提案を要求し、可能な限り多様な提案を総合的に比較することで、プロジェクトに対して最良の結果を生み出すと考えていると捉えることができる。建築・都市を取り巻く社会課題が複雑化する昨今において、事前に十分な要件定義ができない場合には、最低限の要件のみを規定し、より自由な提案を許容することが有効となることがあることは容易に想像でき、このことが法制化されていることは注目に値する。また、オーストリアではコンペの評価基準をコンペ通知において明示的に重みづけすることを規定している。これにより、契約当局はコンペの準備段階で評価基準を十分に議論して決定する必要があり、参加者は審査で重視される論点に合わせて提案できる。

まとめると、ドイツやオーストリアではコンペ通知においてその評価基準を明示的に示し、その基準に従ってのみ評価することで、公平かつ統一的に比較することを重んじていることが理解でき、スイスでは提案の自由度を最大限に担保することこそがプロジェクトの品質確保に最も貢献すると捉えていると理解できる。

d) 審査員構成と審査員レポートに関する規則

審査員の構成はEU指令のコンペ実施規則にも記述があり、審査員の少なくとも3分の1を参加者に要求する資格と同等の資格を有する者としている。そして、対象各国のうちフランスとオーストリアにおいては、EU指令の基準と同じ内容の審査員基準を設けており、これに対しドイツとスイスでは審査員の過半数を参加者と同等の資格を有する者とする基準が設けられている。また、ドイツでは審査員の過半数を契約当局から独立した者で構成することが規定されており、スイスでは、参加者と同等の資格を有する専門家による審査員のうち少なくとも半数を契約当局から独立した者で構成することとしており、フランスとオーストリアと比較して、より公正かつ専門性の高い審査を可能とする審査員構成を規定している。

また、EU指令の第82条において審査員議事録の作成を義務付ける規定が存在し、本指令に基づいた各国の公共調達法にもその規定が存在する。同様の規定はEUに属さないスイスの公共調達条例にも存在し、それぞれの国において審査員議事録がコンペの審査の公正さおよび透明性を担保するための必須文書であると考えられていると理解できる。さらにドイツでは、審査終了後に直ちに審査員議事録を各参加者に送付することで審査結果を通知し、さらにその1か月後以内に全参加者の提案と審査員議事録を公開することが法的に義務づけられている。このことから、審査員には審査の流れとその結果、および理由などを適切に言語化して議事録に記すことが必要となり、より高度で専門的な審査が求められると考えられる。審査員の構成について、その過半数を専門家としていることもこの点と関連していると理解でき、このような専門的かつ透明性の高いプロセスがドイツの建設事業に対する人々の関心を高め、建設文化およびコンペ文化の進展にも寄与していると捉えることができる。

表-11 対象国の公共調達法におけるコンペ実施規則の比較

	建設サービスの調達規則	ガイドラインの適用	準備段階における主な規定	審査員構成	評価基準	審査員レポート	賞金・補償
EU	-	-	-	専門家1/3	評価基準に基づいてのみ評価	審査員は署名入りのレポートを作成	-
フランス	有(一定の閾値以上の新築建築プロジェクトは制限付きコンペにより発注)	-	施設のエレベーターの目的、満たすべきニーズに加え、社会的、都市的、建築的、機能的、技術的、経済的な品質、景観への統合、環境保護などの制約や要求事項を明確化	専門家1/3	評価基準に基づいてのみ評価	審査員は署名入りレポートを作成 契約当局は、レポートと審査員の意見を参考に契約候補者を選定し、結果の通知を公表	すべての提案者に提案書作成に要するサービスの見積もり額に相当する額を補償し、条件付きで最大20%減額
ドイツ	有(原則として、建築・エンジニアリングサービスは事前広告を伴う交渉手続きまたは競争的対話によって発注)	公表された統一ガイドライン(RPW)に基づいて開催	コンペガイドラインにて建築家やエンジニアの会館所がコンペの準備や実施に参加することを規定。 構造工学、都市工学、橋梁工学、景観・オープンスペース計画の場合、契約当局はコンペを行わばきかどうかを後附し、その決定を文書化	専門家過半数 過半数を契約当局から独立した者とする	評価基準に基づいてのみ評価	審査員は署名入りのレポートを作成 契約当局は、審査委員会の議事録を参加者に送付することにより、直ちに結果を通知 契約当局は審査員の決定から遅くとも1ヶ月以内にすべての提案書を作成者名を公に展示し、議事録を公表	適用される料金体系(HOAI)に従い工事の重要性、難易度、サービスの範囲に見合った賞金、または賞金に加えて表彰を行う
スイス	-	SIAが提供するガイドラインを参照することができる	評価基準等の検討の過程で審査員がコンペプログラムの規定から逸脱した提案をランク付けすることができる条件を明確化 契約当局が審査員の輪台に任じられない場合に、参加者支払われる補償金を明確化	専門家過半数 専門家の半数を契約当局から独立	通知にて許可されている限りにおいて、コンペの要件から逸脱した提案を評価しランク付け可能	契約当局は、提案の評価を文書化	-
オーストリア	-	-	ニーズと要求事項を記述して契約内容を明示し、評価基準を明確化。必須の最低要件を分かりやすく記載	専門家1/3	評価基準を重要性の順に示し、評価基準に基づいてのみ評価	審査員は署名入りのレポートを作成 審査員の会議は非公開で開催	-

e) 賞金・補償に関する規則

対象各国のうちフランスとドイツではコンペの参加者に支払われるべき賞金額や補償額に関する法文が存在する。フランスではプロジェクト提案を提出したすべての参加者に、そのサービスに相当する額の少なくとも80%を補償することを義務としている。つまり、参加者にはサービスに相当する報酬が確保されるため、参加者側にとって経済的なリスクが非常に少ない仕組みとなっており、サービス提供者の権利を最大限に尊重しているといえる。また、契約当局は参加者のサービス料を適切に補償する必要があるため、参加者を最小限に抑える必要があると考えられ、そのため多くは参加者数を限定した制限型コンペが開催されている。

一方、ドイツでは、参加者が提供するサービスの量等を考慮し、統一的な料金表 (HOAI) を参照して決定することを定めている。しかし2020年に欧州司法裁判所 (ECJ) が「HOAIが法的拘束力を持って用いられることはEU法に違反する」としたことで、その法的拘束力は有していない。それでも、コンペを開催する契約当局はHOAIを参照することで、参加者に提供すべき賞金額の目安をシステムティックに推計することができ、また参加者側の経済的負担軽減や権利が一定保障される仕組みとなっていることは特徴といえる。

(2) コンペ方式の運用の比較

EU指令では、国際的な競争力向上のため、一定規模以上の公共建設プロジェクトを欧州内に公告したうえで調達することを義務づけたうえで、コンペ方式の運用に関する最低限の規則を定めている。しかしながら、その規則の内容は解釈の余地が残されており、それにより欧州各国では独自の制度基盤やコンペ実施に係る規則、ならびにコンペ文化が育まれてきたことが分かった。本研究の対象国では、いずれの国においてもそれぞれに独自の制度やルールを用いながら、その運用の幅を広げていることは共通している。その中でも特にドイツでは、公共調達法においてコンペガイドラインの適用を法制化していることにより、プロセス全体の透明性や情報の公開が進められているなど、洗練されたコンペ運用体制を有しているといえる。そしてなにより、ドイツ国内で開催されている近年のコンペのうち約7割のコンペではランドスケープアーキテクトを参加条件としており、建築を取り巻く高品質な都市空間の実現の手段としてコンペ方式が多く運用されていることはわが国に対しても有用な示唆を与えてくれる。

(3) わが国への示唆

以上に見たように、我が国の公共建設分野における入

札契約制度の改革に向けては、プロジェクトの公益性やその重要性を考慮し、より品質に基づいた調達方法が実現されるような制度基盤の構築が重要であるといえる。本研究より得られた示唆は以下の4点である。

- ・公共建設サービスの入札に適した品質に基づく手続き選択の仕組み化および落札基準の適正化
- ・「土木設計競技ガイドライン (土木学会)」等の適用のルール化
- ・専門家による技術的な評価・審査および審査員議事録の作成・公開によるプロセス全体の透明性確保
- ・参加者が提供するサービスに適した賞金・補償を提供することのルール化および、賞金額・補償額算定の仕組み化

参考文献

- 1) 吉田孝介, 小松靖朋, 近安規晃: 御堂筋の道路空間再編について, 交通科学, Vol. 49, No. 2, 7-12, pp. 9-12, 2018
- 2) 神戸市都市局: 都心三宮の再整備について, 2019
- 3) 国土交通省: 令和5年度 業務に関する運用指針調査の結果について, 調査結果の概要 (ダイジェスト版), <<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001714793.pdf>>, 2023 (2024. 8. 6閲覧)
- 4) 藤井聡, 宮川愛由: 公共調達制度適正化についての一考察: 欧米諸国の制度との比較・考察を踏まえて, 実践政策学 = Policy and practice studies 2(1), 97-106, 2016
- 5) 木下誠也, 佐藤直良, 松本直也: 公共工事入札契約制度における企業評価方式の国際比較, 土木学会論文集F4 (建設マネジメント), Vol. 67, No. 4, 1_273-1_284, 2011
- 6) European Commission: DIRECTIVE 2014/24/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL, 2014
- 7) European Commission: Commission Delegated Regulation (EU) 2019/1828 amending Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council in respect of the thresholds for public supply, service and works contracts, and design contests, 2024
- 8) Mission Interministérielle pour la Qualité des Constructions Publiques. Étude qualitative et quantitative sur les concours d'architecture en France 2006-2015. 2017
- 9) Mission Interministérielle pour la Qualité des Constructions Publiques. Observatoire de la commande publique de maîtrise d'oeuvre en bâtiment et aménagement. Numéro10. 4etrimester 2021
- 10) Bundesministerium für Wirtschaft und Klimaschutz. Monitoring-Bericht der Bundesregierung zur Anwendung des Vergabe-rechts 2021
- 11) Bundesarchitektenkammer. Akquisition, Wettbewerbe, Mehrfachbeauftragungen. 93. Bundeskammerversammlung. 2020
- 12) VOF-Vergabeverfahren Leitfaden, Architektenkammer Baden-Württemberg
- 13) SIA Vaud. Rapport d'activité 2020.
- 14) Grenzüberschreitendes Kompetenznetzwerk Architekturwettbewerbe, Interreg-Projekt PROJEKT-HUNDBUCH, Bundeskammer der ZiviltechnikerInnen Wien und Bayerische Architektenkammer, 2022
- 15) The ARCHE Research Package - Introduction and Summary, Austrian Federal Chamber of Architects and Chartered Engineering Consultants, 2024
- 16) Competition Culture in Europe 2013-2016, Project Compass, 2017